

# 新宿区職員措置請求監査結果

令和2年2月

新宿区監査委員

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

### 2 新宿区職員措置請求書の提出

令和元年 12 月 18 日

### 3 新宿区職員措置請求書記載の内容

新宿区職員措置請求書（以下「請求書」という。）の記載の内容は、以下のとおりである。

#### (1) 請求書の概要

ア 収入金を納期限までに納付しない場合、新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和 40 年新宿区条例第 14 号。以下「督促等条例」という。）において、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収することが規定されている。

イ 私立の認可保育園及び子ども園の未徴収の保育料については、延滞金の賦課及び徴収を一律行っていない。

ウ 上記イの事実（以下「本件怠る事実」という。）は、督促等条例第 3 条に違反している。

エ 督促等条例には、やむを得ない理由があると認められる場合の延滞金の減免規定があるが、当該規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断されるべきところ、一律に延滞金を賦課しない理由や、一律に延滞金を徴収しない理由とはならない。

オ 督促等条例に基づき徴収すべき延滞金について、賦課及び徴収ができておらず、本件怠る事実によって、区に金銭的な実損害が発生している。

#### (2) 措置請求の趣旨

職員が補填することの検討を含め、本件怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとることを求める。

#### (3) 提出資料（事実証明書）

資料 1 平成 26 年度～平成 30 年度の収入未済額・件数

資料 2 平成 31 年 2 月「平成 30 年度行政監査結果報告書」（新宿区監査委員） 4（4）延滞金の頁

#### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を備えているものと認めた。

### 第 2 監査の実施

#### 1 監査対象

##### (1) 対象部

私立の認可保育園及び子ども園の保育料徴収について所管する子ども家庭部を監査対象とした。

##### (2) 対象事項

本件怠る事実の存否を監査対象とした。

#### 2 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 2 年 1 月 27 日に請求人から陳述の聴取を行った。その際に、同条第 7 項の規定に基づき、監査対象部の職員を立ち会わせた。

#### 3 請求人主張の概要

請求書に記載された内容及び上記 2 により聴取した陳述の内容の概要は、以下のとおりである。

##### (1) 私立の認可保育園及び子ども園の未徴収の保育料について、延滞金の賦課及び徴収を行っていない。

ア 本件請求に係る未徴収の保育料の件数は、以下のとおりである。

###### (ア) 私立の認可保育園

平成 26 年度 279 件、平成 27 年度 307 件、平成 28 年度 328 件、平成 29 年度 404 件、平成 30 年度 406 件

###### (イ) 子ども園

平成 26 年度 707 件、平成 27 年度 462 件、平成 28 年度 1,296 件、平成 29 年度 952 件、平成 30 年度 623 件

イ 上記アの未徴収の保育料について、延滞金を賦課し、徴収する行為を一律怠っており、このことは、区の徴収事務全般にわたって重大な影響を及ぼす。

(ア) 保険料等の他の強制徴収公債権との均衡を欠く。

(イ) 住民の間に著しい不公平を生じさせ、行政に対する信頼を大きく損

なわせる。

(ウ) 自発的に支払うインセンティブを消失させ、本債権である保育料の徴収を滞らせる要因となる。

(2) 本件怠る事実は、督促等条例に違反している。

ア 法第 231 条の 3 第 2 項は、延滞金について「徴収することができる」旨を規定している。

イ しかしながら、区固有の状況として、督促等条例において「徴収することができる」のではなく、「徴収する」と規定されていることから、延滞金の賦課及び徴収を行う必要がある。

(3) 督促等条例の減免規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断すべきである。

ア やむを得ない理由があると認められる場合には延滞金を減免することができるが、一律に延滞金を賦課しない理由や、一律に延滞金を徴収しない理由とはならない。

イ 延滞金の賦課及び徴収について、区の事務処理体制等が減免規定の理由に当たらないことはいうまでもない。

(4) 督促等条例に基づき徴収すべき延滞金について、賦課及び徴収ができておらず、区に金銭的な実損害が発生している。

(5) 職員が補填することの検討を含め、本件怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとることを求める。

(6) なお、本件怠る事実の解消方法については、支給認定保護者等にとって受け入れ難いものとならないよう、また不公平な賦課とならないように、講ずべき措置を検討すべきである。

#### 4 監査対象部の弁明及び陳述

監査対象部に対し、本件請求に係る弁明書及び関係書類の提出を求め、調査を行った。

また、監査対象部から提出された弁明書に基づき、令和 2 年 1 月 27 日に子ども家庭部長及び子ども家庭部保育課長から陳述の聴取を行った。その際に、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

#### 5 請求書に対する監査対象部の弁明の概要

請求人が主張する私立の認可保育園及び子ども園の未徴収の保育料に対して延滞金の賦課及び徴収を行っていないことについて、その事実を認める。

なお、延滞金の賦課及び徴収に向けた取組について監査対象部が主張する

内容は、以下のとおりである。

(1) 保護者等への周知

督促状、催告書等通知を発送する際に、延滞金に関するお知らせを同封する。その他区ホームページへの掲載、施設・事業者向けの説明、保育園等における保護者向けのお知らせの配付等を行い、周知に努めている。

(2) 今後の日程

令和2年4月1日以降に納期限を超えて納付された保育料に対し、延滞金の賦課及び徴収を開始する。

(3) 問合せ窓口

監査対象部において、延滞金の賦課等に関する質問等に対応するほか、世帯の状況に応じた延滞金の減免等も含めた納付相談を行う。

## 6 請求人の意見

上記4の監査対象部の弁明及び陳述の際、当該弁明及び陳述に対して請求人が意見を述べる機会を設け、請求人から意見の聴取を行った。

## 7 弁明及び陳述に対する請求人の意見の概要

上記6により聴取した意見の内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 未納が発生した保育料について年度内に支払が行われた場合、年度末時点における未納の保育料に計上されないことから、こうした保育料についても延滞金債権の計上漏れがないよう対応すべきである。
- (2) 上記5(3)の問合せ窓口において、延滞金の有無に関する問合せがあったということは、従前から延滞金の案内をしていれば、支払を履行する保護者が存在していた可能性が高いと考えられる。

## 第3 監査の結果

### 1 結論

区長に対し、令和2年3月31日までに、本件怠る事実を解消するために必要な措置を講ずるよう勧告する。

### 2 理由

(1) 関係法令

本件請求に係る関係法令は、以下のとおりである。

ア 法第 231 条の 3 第 1 項及び第 2 項

(督促、滞納処分等)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

イ 督促等条例第 2 条

(督促)

第 2 条 収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後 20 日以内に新宿区規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定する。

ウ 督促等条例第 3 条

(延滞金の額及び徴収方法)

第 3 条 収入金について前条の規定による督促をした場合においては、当該収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 前項の規定に基づき延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる収入金の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその収入金の金額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第 1 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

エ 督促等条例付則第 5 項

5 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセ

ントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### オ 督促等条例第4条

(延滞金額の減免)

第4条 次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定による延滞金額を減額または免除することができる。

- (1) 収入金を納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 収入金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないためまたは外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号のほか、延滞金額を減額または免除することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

#### (2) 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、以下のとおり確認した。

ア 法第231条の3第2項の規定に基づく条例への委任を受け、昭和40年3月31日付けで督促等条例が制定され、同日施行された。

イ 督促等条例では、延滞金について、その額及び徴収方法並びに減免に関して定められているが、延滞金の徴収については、法では、条例で定めるところにより延滞金を「徴収することができる」とされているのに対し、督促等条例では、延滞金を「徴収する」とされている。

ウ 督促等条例には延滞金の減免規定が設けられており、延滞金を減額又は免除することについてやむを得ない理由があると認められるときは、延滞金を減額又は免除することができることとされている。

エ 私立の認可保育園及び子ども園の未徴収の保育料に対する延滞金について、賦課及び徴収が行われている事実はない。

オ 私立の認可保育園及び子ども園の未徴収の保育料に対する延滞金の減免について、その意思決定が行われている事実はない。

カ 延滞金の額は、収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算することとされており、元本債権に係る延滞金の具体的な事務処理としては、収入金を金融機関が収納した旨の通知である納入済通知書その他の関係書類に基づいて、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入者、納期又は納付期限及び納付場所を調査決定することとされている（新宿区会計事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 14 号）第 20 条）。

キ 令和 2 年 4 月 1 日以降に納期限を超えて納付された保育料に対し、延滞金の賦課及び徴収を開始することとし、保護者への周知等の準備が進められていた。

ク 本件請求に係る未徴収の保育料の件数は、決算年度末時点において、以下のとおりであった。

(ア) 私立の認可保育園

平成 26 年度 279 件、平成 27 年度 307 件、平成 28 年度 328 件、平成 29 年度 404 件、平成 30 年度 406 件

(イ) 子ども園

平成 26 年度 707 件、平成 27 年度 462 件、平成 28 年度 1,296 件、平成 29 年度 952 件、平成 30 年度 623 件

ケ そこで、上記クについて、平成 26 年度から平成 30 年度までの監査対象部の未納台帳をもとに調査した結果として、以下の事実を確認した。

(ア) 納期限を超えて納付された保育料について、その延滞日数に応じて区が保有する延滞金債権の額は、調査時点である令和 2 年 1 月 1 日現在において、私立の認可保育園については 131 件、34 万 8,400 円、子ども園については 32 件、5 万 6,500 円であった。

(イ) また、平成 30 年度決算年度末時点の収入未済額は、私立の認可保育園（委託保育費）については 406 件、490 万 4,450 円、子ども園（子ども園保育料負担金）については 623 件、445 万 7,400 円であったが、令和 2 年 1 月 1 日現在の当該収入未済額は、私立の認可保育園については 292 件、441 万 8,200 円、子ども園については 386 件、260 万 9,550 円であった。

### (3) 判断

調査及び事実関係の確認を総合し、本件怠る事実の存否について以下のとおり判断する。



#### ア 納期限を超えて納付された保育料に係る延滞金

延滞金の徴収については、法では、条例で定めるところにより延滞金を「徴収することができる」とされているのに対し、督促等条例では、延滞金を「徴収する」とされている（上記(1)ア及びウ参照）。

また、督促等条例では延滞金の減免規定が設けられているが、これは延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減免規定であって、賦課の手続そのものを省略できる根拠とはなっていない（上記(1)オ参照）。

元本債権に係る延滞金については、納入済通知書その他の関係書類に基づいて調査決定することとされており、納期限を超えて納付されたものに対して、その延滞日数に応じて延滞金の額が確定する。

これを本件についてみると、納期限を超えて納付された保育料については、その延滞日数に応じて延滞金の額を確定し、当該額が確定した延滞金について、改めて賦課をすべきところ、監査対象部ではこうした手続を一律行っていなかった。

このことは、延滞金を「徴収する」と定めた督促等条例に反し、延滞金の徴収の前提となる賦課行為を怠っているとわざるを得ない。

また、区が保有する保育料に係る延滞金債権については、上記(2)ケ(ア)に記載のとおりであるが、これを放置した場合、時効により当該債権が消滅することとなることからして、区に損害が発生する状況が認められる。

したがって、監査対象部においては、納期限を超えて納付された保育料に係る延滞金について、本件怠る事実の存在が認められる。

#### イ 現に収入未済である保育料に係る延滞金

延滞金は、延滞日数に応じて額が確定することから、現に収入未済である保育料については、潜在的に延滞金が発生している状態ではあるが、本債権である保育料の納付がなければ延滞金の額を確定できず、これを賦課することができない。

監査対象部においては、令和2年4月1日以降に納期限を超えて納付された保育料に対し、延滞金の賦課及び徴収を開始することとして、保育料の督促や催告の際に延滞金に関する周知及び案内を行う等の準備が進められているが、現時点においては、延滞金の賦課及び徴収が行われた実績はなく、本件怠る事実の解消に至ったとは言えない。

したがって、監査対象部においては、現に収入未済である保育料に係る延滞金についても、現時点においては、本件怠る事実の存在が認められる。

よって、本件請求については、請求人の主張に正当な理由があると認め、  
法第 242 条第 4 項の規定に基づき、上記 1 のとおり決定する。

## 資料（新宿区職員措置請求書）

### 新宿区職員措置請求書（住民監査請求書）

令和元年 12 月 17 日

新宿区監査委員 殿

請求人（住所）  
（氏名）  
（連絡先）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、事実証明書を添えて、次のとおり必要な措置を請求します。

#### 1 請求の要旨

##### ・対象となる職員等

区長、子ども家庭部長、保育課長、入園・認定係長

##### ・財務会計上の行為等

未徴収の保育料（私立の認可保育園の保育料及び子ども園の保育料。区立の認可保育園の保育料を除く。）に係る延滞金の賦課及び徴収を一律怠っていること（詳細は、別紙の通り）。

##### ・違法又は不当の理由

新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 3 条違反

##### ・区に生じている損害の内容

督促等条例に基づき徴収すべき延滞金について、賦課及び徴収ができておらず、区に金銭的な実損害が発生している。

##### ・請求する措置の内容

職員が補填することの検討を含め、怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとること。

## 2 事実証明書

- (1) 平成 26 年度～平成 30 年度の収入未済額・件数
- (2) 平成 31 年 2 月「平成 30 年度行政監査結果報告書」(新宿区監査委員) 4 (4) 延滞金の頁

保育課は、未徴収の保育料（私立の認可保育園の保育料及び子ども園の保育料。区立の認可保育園の保育料を除く。以下同じ。）に係る延滞金の賦課及び徴収を怠っている。

本件に関して、監査の対象とすべきものは、未徴収の保育料に係る債権全件であり、その件数は次の通りである。

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
私立の認可保育園	406 件	404 件	328 件	307 件	279 件
子ども園	623 件	952 件	1,296 件	462 件	707 件

保育課は、上記の未徴収の保育料について、延滞金を賦課し、徴収する行為を一律怠っており、このことは、保育料等の他の強制徴収公債権との均衡を欠いていること、住民の間に著しい不公平を生じさせ、行政に対する信頼を大きく損なわせること、自発的に支払うインセンティブを消失させ、本債権である保育料の徴収を滞らせる要因となることから、区の徴収事務全般にわたって重大な影響を及ぼす。

本件怠る事実は、督促等条例（新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例）に違反している。地方自治法第 231 条の 3 第 2 項は、延滞金について「徴収することができる」旨を規定している。しかしながら、区固有の状況として、督促等条例において「徴収することができる」のではなく、「徴収する」と規定されていることから、延滞金の賦課及び徴収を行う必要がある。したがって、延滞金の賦課及び徴収を一律怠っていることは、督促等条例に反している。

なお、督促等条例の減免規定は、個々の世帯の状況等に応じて個別に判断すべきである。やむを得ない理由があると認められる場合には延滞金を減免することができるが、一律に延滞金を賦課しない理由や、一律に延滞金を徴収しない理由とはならない。また、延滞金の賦課及び徴収について、区の事務処理体制等が減免規定の理由に当たらないことはいうまでもない。さらに、未徴収の保育料に対する延滞金の減免について、その意思決定が行われている事実もないのだから、なおのことである。

以上のことから、督促等条例に基づき徴収すべき延滞金について、賦課及び徴収ができず、区に金銭的な実損害が発生している。

（注）請求書は原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。また、その他の書類（陳述書及び弁明書）についても省略した。